平成２１年（フ）第７２９号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番24―56号
債務者　伊集院友博
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
北海道小樽市入船２丁目15番12号、前住所北海道小樽市天神１丁目15番1202号　朝日プラザサウスヒルズ小樽
債務者　西尾　充裕
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３２号
北海道小樽市稲穂２丁目７番４号　野地アパート２Ｆ20号室、前住所北海道小樽市稲穂５丁目９番10号
債務者　宮澤　正夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２９１号
北海道苫小牧市新明町４丁目12番13号　秋栄ハイツ明野２号棟206
債務者　佐々木志保
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２９５号
北海道苫小牧市澄川町２丁目13番２号　エムズハイツ１号
債務者　宇佐美光子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２９７号
北海道苫小牧市末広町１丁目14番８号　ピアハウス苫小牧
債務者　門別　一則
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５０４号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目11番25号
債務者　小野寺憲一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７８号
宮城県岩沼市押分字南谷地17番地の１
債務者　鈴木　君江
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４９号
仙台市太白区柳生２丁目10番地の２　シャイン仙台柳生第１―201
債務者　佐藤　慶治
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
宮城県柴田郡大河原町字幸町２番地33
債務者　稲毛　光雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４２号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田148番地９
債務者　大澤　辰也
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１１６５号
千葉市中央区大森町481番地１
債務者　三島　麻奈
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７０号
千葉市美浜区真砂２丁目15番１棟905号
債務者　市川進次郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０６号
千葉市中央区旭町12番９号　ハイツＫ－１－105号
債務者　穂坂チェリーこと　ＨＯＳＡＫＡ　ＣＨＥＲＲＹ　ＭＡＲＴＩＮ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１３号
千葉市美浜区幸町２丁目18番８棟401号
債務者　澤山　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１９号
千葉県市川市宮久保２丁目22番23号
債務者　中山浩一こと　申　　平植
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２０号
千葉県市川市宮久保２丁目22番23号
債務者　申　ケイ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係